

警察庁風俗行政研究会
座長 前田雅英 様

特定非営利活動法人 全国偽装ラブホテルをなくす会
代表 馬場敦子

子どもの教育環境及び市民の住環境を安心・安全かつ清純に保つ政策について(要望)

風俗行政研究会の委員の皆さま及び関係各省庁の皆さま、全国各地で問題化している「偽装ラブホテル」の抜本的問題解決のために取り組んでいただきありがとうございます。風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（以下政令と略す）改正に向けて当会の要望を下記のとおり申し上げます。

記

1 法 28 条の店舗型性風俗特殊営業の営業禁止区域の実質的遵守について

今回の政令改正において風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下、「法」と略す）第 2 条 6 項 4 号で定められている「専ら異性を同伴する客の宿泊の用に供する政令で定める施設」（以下、「4 号ホテル」と略す）の要件について、**営業禁止区域が実質的に遵守される、時代に即した要件の新設**を要望いたします。

以下例示いたします。

ラブホテルとはホテル等のうち専ら異性を同伴する客に利用させることを目的とするものであって、以下例示する構造及び設備を有するもの、または以下例示する構造及び設備を有しないものであっても、周囲の環境及び立地条件からみて当該目的に供すると認められるものをいう。

- (1) 客室の扉を自動的に施錠し、又は開錠することができる装置と連動した客室案内板その他の設備（例：タッチパネル）を設置し、有人のフロント業務を行っていない施設
- (2) 玄関帳場の周囲に宿泊者等の往来を容易に見通すことを妨げる設備が設けられている施設
- (3) 客室内において宿泊料の支払いができる自動精算機等の機械及び小窓等の構造設備が設けられている施設
- (4) 外周に空室・満室を知らせるサインを出している施設（文字表記に限らない。満室になれば建物全体の照明を落とす施設あり）
- (5) 建物及びその付属施設に対して直接及び間接の照明を施している施設（例：サーチライトを建物及び夜空に向けて照射している施設、ネオンサイン・LED 等）

その他

- ・昭和 59 年法改正のような附則で経過規定を設けて、既存の偽装ラブホテルを公認することがないことを要望します。
- ・「ラブホテルに該当するかは施設の利用状況及び構造設備等を総合的に勘案して判断する」との規定の新設を要望します（新たな脱法行為が行われたときに速やかに対処するため）。

2 政令以外の問題点について

(1) 警察関係について

① 立入り権について

法 37 条で警察職員に 4 号ホテル等に立入り権を認めていますが、偽装ラブホテルについては警察官職務執行法の規定でしか立入ることができません。違反業者摘発のため「偽装ラブホテル」に対する立入り権（行政調査権）を警察職員に付与することを要望します。

② 営業に関する処分権について

現行法では、行政指導さらには刑事裁判で罰金刑が確定した場合でさえ、違反業者がそのまま営業できる法制度になっており、違反業者に対して刑罰の持つ一般予防の機能が全く作用していません。業者は違法行為を犯して有罪判決を受けても、なお余りある利益を得ており、違反業者が後を絶ちません。そこで警察行政に対して、違反業者を根絶するために旅館業を含めた営業停止及び許可取消の権限を付与することを要望します。

③ 有人のフロント業務の義務化について

4号ホテルを含む偽装ラブホテルが性犯罪等の現場になっていることに鑑み、ホテル全般（ビジネスホテル・4号ホテル・偽装ラブホテル）に対して、有人のフロント業務を義務付けることを要望します。また、有人フロント業務がなされていない場合、外国人テロリストが容易に潜伏でき、治安維持の観点からも問題があるものと考えます。

④ 宿泊者名簿の備付及び記載の義務化について

有人のフロント業務と併せて宿泊者名簿の記載が「児童買春」「強姦」「強制わいせつ」等の「連れ込み事犯」の抑止になると考え、備付及び記載の義務化を要望します。

(2) 旅館業関係について

① 宿泊者名簿の設置及び記載の義務付けの実効化（罰則の強化）について

今般「新型インフルエンザ」の感染拡大が社会問題となっています。宿泊者名簿設置義務付けの趣旨は公衆衛生の観点から、伝染病等の感染ルートの割出しにあると思いますが、今回の「新型インフルエンザ」が4号ホテル・偽装ラブホテルを中心に拡大していたら、当該条文が画餅に帰すこととなります。当会は問題があると考え、宿泊者名簿記載の徹底及び違反業者に対しての罰則強化を要望します。

② 営業に関する処分権について

保健所の立入り権等の行政指導に実効性を持たせるため、罰則の強化及び悪質な違反業者に対して営業停止及び許可取消処分を下すことを要望します。

③ 罰金の額引き上げ及び禁固刑の新設について

罰則に関しては罰金が最高でも3万円であり、例えば「新型インフルエンザ」に関して宿泊者名簿の備付の違反の場合は5千円の罰金しか科されません。その上摘発事例が皆無に等しいのが現状であり、罰金の規定は有名無実化し違反の抑止になっていません。罰金の額の引上げ及び禁固刑の新設を要望します。

④ 平成8年6月14日の旅館業法の一部改正について（質問）

平成8年6月11日に厚生委員会和田貞夫委員長（当時）より「旅館業法の一部を改正する法律案」が厚生委員会（当時）に提出され同日衆議院本会議で可決（後に参議院本会議で可決成立）されていますが、この改正は法律の目的規定から消極的・警察的規制の趣旨の文言を削除するというものです（別紙1参照）。

当時、風適法が機能していない中で、住民は旅館業法で偽装ラブホテルの業者と対峙していましたが、このような状況下で偽装ラブホテル問題の原点ともいうべき鳩森小問題以来の消極的・警察的目的規定を削除し、積極的目的規定に改めた改正には問題があると思われまます。厚生労働省の見解をお示しいただきたく思います。

(3) 消防関係について

客室内の自動精算機について

客室内の自動精算機は無人のフロントシステム（タッチパネル）と一体であり、利用客が施設管理者と接することなく施設を利用するためのものですが、精算しないと客室の施錠が解除されないため、火災の際に利用客が逃げ遅れるという事故が起っています（別紙2参照）。

精算が完了しないと客室の施錠が解除されないような自動精算機の客室内設置禁止を要望します。

以上、「偽装ラブホテル」問題の抜本的解決に向けて有識者の皆さま、関係各省庁の皆さまのご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

平成8年6月14日

旅館業法の一部改正について

1. 趣旨

現行の旅館業法は、終戦直後の昭和23年に公衆衛生の見地からの取締を目的として制定され、その後、昭和32年にいわゆる善良な風俗を保持する観点からの規制を加え現在に至っている。

このような現行の旅館業法の目的規定については、今日では時代錯誤も甚だしいものであり、早急に時代に合ったものに改めるべきとの旅館業関係者からの強い要望に応え、旅館業法の一部を改正する法律案が、衆議院厚生委員会和田貞夫委員長から今国会に議員提案され、可決された。

(国会審議経過)

6月11日 衆議院厚生委員会、衆議院本会議

6月13日 参議院厚生委員会 6月14日 参議院本会議

〈参考〉現行の目的規定

第1条 この法律は、旅館業に対して、公衆衛生の見地から必要な取締を行うとともに、あわせて旅館業によつて善良の風俗が害されることがないようにこれに必要な規制を加え、もつてその経営を公共の福祉に適合させることを目的とする。

2. 改正の概要

(1) 法律の目的規定の改正

旅館業の健全な発達を図るとともに、利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービスの提供を促進し、もつて公衆衛生及び国民生活の向上に寄与することに改めること。

※公衆衛生の見地からの取締と善良の風俗を保持するための規制を目的とする現行の消極的規定を、業の振興に関する内容を盛り込むことにより、旅館業の健全な発達を図ること等により公衆衛生及び国民生活の向上に寄与する積極的目的規定に改める。

(2) 営業者の責務規定の新設

旅館業が国民生活において果たしている役割の重要性にかんがみ、営業者は、利用者の需要に対応した営業の施設の整備及び宿泊に関するサービスの向上等に努めなければならないこと。

※旅館業は、国民に健全で快適な宿泊サービスを提供することにより、国民生活の充実に大いに寄与している。高齢社会の到来、余暇活動の充実への関心の高まりなどを背景に利用者ニーズの高度化・多様化が進む中、営業者の責務として、これらに的確に対応することを求めるものである。

(3) 国等の支援規定の新設

旅館業の健全な発達を図り、利用者の需要に対応したサービスの提供を促進するため、国及び地方公共団体は、営業者に対し、必要な資金の確保、助言、情報の提供等の措置を講ずるよう努めること。

※国及び地方公共団体は、サービスの向上に取り組む営業者を積極的に応援するため、融資や税制上の優遇措置、助言、情報の提供等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(4) 施行期日は、公布の日

(※印の文章は解説)

問い合わせ先 厚生省生活衛生局指導課

担 当 深澤(内 2434)

電 話 (代)3503-1711

(直)3501-9554